

平成24年第13回教育委員会

臨時会会議録

平成24年11月16日

東久留米市教育委員会

平成24年第13回教育委員会臨時会

平成24年11月16日午前9時33分開会
市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (3) 「議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について」の議決の取り消しについて
 - (4) 「議案第66号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について」の議決の取り消しについて
 - (5) 諸報告
 - ① 東久留米市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正について
 - ② 給食用食材の放射能物質検査の結果について
 - ③ その他
-

出席委員(5人)

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
生涯学習課長 山 下 一 美	主 幹 傅 智 則 (国体担当)
学校適正化等 担 当 課 長 高 梨 顕 彦	図 書 館 長 岡 野 知 子
統括指導主事 末 永 寿 宣	指 導 主 事 間 嶋 健
指 導 主 事 大久保 順 子	

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 小野塚 将 志
-----------------	---------------

◎開会及び開議の宣告

(午前9時33分)

- 榎本委員長 これより平成24年第13回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員が出席しており、会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により関係職員の出席を求めています。

◎会議録署名委員の指名

- 榎本委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は2番の矢部委員にお願いします。

◎傍聴の取り扱い

- 榎本委員長 傍聴の方はいらっしゃいますか。
○東総務課長 いらっしゃいません。
○榎本委員長 お見えになりましたら人事案件終了後にお入りいただきます。
(公開しない会議を開く)
(公開しない会議を閉じる)

◎議案第69号の上程、説明、質疑、採決

- 榎本委員長 日程第3、「議案第69号『議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について』の議決の取り消しについて」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 永田教育長 「議案第69号『議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について』の議決の取り消しについて」、上記議案を提出する。平成24年11月16日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、平成24年第11回教育委員会定例会において、市長に教育委員会の意見を述べる「議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について」を提案し承認されたが、平成24年第4回市議会定例会への債権放棄に係る議案の提案が見送られることになったため、議案第65号の議決を取り消す必要があるためです。詳細については総務課長から説明します。
- 東総務課長 債権放棄についてはこれまで福祉保健部、子ども家庭部等と教育部において対応してきたところです。12月市議会定例会に向けての提案ということで準備を進め、今回、この債権放棄について市長部局と教育委員会が同時に進めるべく準備を重ねてきました。11月2日開催の教育委員会定例会において、承認もいただいています。しかし、その後11月12日に開催された市の政策会議において、財務部から「教育部以外の一部の債権についてさらに精査が必要な議案があり、市長部局としては今回の提案を見合わせたい」という説明がありました。併せて、それに関連する奨学資金の基金条例についても、今議会では対応しないことになりました。
ついては提案理由のとおり、議決の取り消しをお願いするものです。議案の後に参考資料として、「議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について」を添付しています。
- 榎本委員長 今説明がありましたように、そしてごく最近に扱った問題でもありますので、改めて添えられた資料を確認の上、何か伺うことはありますか。特になければ質疑を終わります。討

論を略し、採決に入ります。「議案第69号『議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について』の議決の取り消しについて」、本案可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第69号は承認に決しました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、採決

- 榎本委員長** 日程第4、「議案第70号『議案第66号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について』の議決の取り消しについて」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。
- 永田教育長** 「議案第70号『議案第66号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について』の議決の取り消しについて」、上記議案を提出する。平成24年11月16日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由は、平成24年第4回市議会定例会において債権の放棄に係る議案が提案されることに伴い、平成24年第11回教育委員会定例会において、「議案第65号 債権放棄につき議決を求めることについての議案に関する意見について」に続き、「議案第66号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について」も承認された。しかし、債権放棄に係る議案の提案が見送られることになったため、議案第66号の議決を取り消す必要があるためです。詳細については総務課長から説明します。
- 東総務課長** 議案第70号については、ただ今ご審議いただいた議案第69号の内容のとおりですが、前回提案した「議案第66号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について」も併せて取り下げさせていただきたくよろしくをお願いします。
- 榎本委員長** お聞き及びのとおりです。前後と関連する話題であり、特に問題もなからうかと思えますがよろしいですか。それでは質疑を終了します。討論を略し、採決に入ります。「議案第70号『議案第66号 東久留米市奨学資金に関する基金条例の一部を改正する条例の制定依頼について』の議決の取り消しについて」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第70号は承認に決しました。
-

◎諸報告

- 榎本委員長** 日程第5、諸報告に入ります。
- 東総務課長** 「東久留米市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正」について、学校適正化等担当課長から報告します。
- 高梨学校適正化等担当課長** 資料の新旧対照表をご覧ください。「東久留米市教育振興基本計画策定委員会設置要綱」は平成22年12月2日付で施行されていますが、若干、文章表現を変更します。第1から第2までは現行のとおりです。「第3 策定委員会は、次に掲げる者をもって構成する」の(8)は「教育部主幹」を「教育部生涯学習課主幹」に改めます。次に、第4から第7までは現行のとおりです。第8については次のように改めます。「策定委員会は、教育振興基本計画の策定にあたり、次に掲げる委員で構成する懇談会を開催し、意見等を聴取する。なお、懇談会の委員は教育長が依頼する」というところです。(1)から(10)までありますが、それぞれの後ろに「一人以内」もしくは「二人以内」を付け加えます。「第9 懇談会の委員のうち、前条」のところは、現行では第7条とありますが第9号に改めます。第10から第11までは現行のとおりで、「第12 策定委員会の庶務は、教育部総務課において処理する」を「教育

部総務課学校適正化等担当において処理する」と改めます。これは先の委員会で議決いただいた、教育委員会の事務決裁規程の一部が改正されていることによるものです。

○榎本委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第二職務代理 「第7号から第9号に」とありますが、なぜ現行は第7号だったのですか。

○永田教育長 多分第7と第9のミスプリントだったと思います。

○荒島教育部長 この第7は「小・中学校長」という報酬を払わない委員ですので訂正します。

○榎本委員長 「一人以内」とありますが、「一人以内」というのは「一人も頼まない」こともあるという意味での「一人以内」ですか。

○高梨学校適正化等担当課長 すべての団体に選出依頼はしますが、万が一、推薦していただけない場合を想定してのことです。一人もいない可能性も考えています。

○矢部第二職務代理 新旧対照表では、(1)学識経験者が一人以内となっていますが、要綱の最後のページには学識経験者のみ一人となっています。必ずお一人ということですか。

○榎本委員長 「置く」ということではなく「依頼する」ということですが、依頼しないことがあり得るのかどうか。

○荒島教育部長 何らかのご都合でお辞めになる場合には欠員になりますので、そのためにこういう「以内」という表現をしています。

○榎本委員長 的確な表現だということですね。

○荒島教育部長 はい。

○矢部委員 委員長の言われるとおりでと思います。この文章によると、欠員が出る出ないは関係なく、依頼しないこともあり得ると受けとめられます。

○荒島教育部長 委員の構成はこのようになりますが、実際に運営していく際には何らかの事情で欠員になることもあります。すぐに補充が間に合わない場合も想定して「以内」という文言にしました。人数に足りていなくても会を開催するに当たって特に疑義等は生じないということです。

○永田教育長 委員の選出は各種団体に依頼することが多いです。今回の案件は問題がないと思いますが、意見の対立する案件の場合、その団体からは出さないということもあります。「一人」と決めてしまうと会議が成り立たなくなってしまうので、「以内」としています。

矢部委員のご質問の件ですが、学識経験者のところだけ「以内」なのか「一人」なのか。

○荒島教育部長 「以内」です。

○榎本委員長 「依頼しない」ではなくて、「依頼したけど選出できなかった」という場合があるわけですね。

○荒島教育部長 お辞めになって、すぐの選出が間に合わないということもあります。

○榎本委員長 この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

○稲葉学務課長 「給食用食材の放射能物質検査の結果について」、報告します。資料の「検査結果報告書」をご覧ください。実施日は11月7日と8日です。11月7日の備考欄に「参考値は自然放射性物質の影響」と書いてあります。セシウム134と137については、測定下限値である25ベクレル未満でした。ただし、合計のところ参考値として25ベクレルを超えている数値があります。数字については25.7から39.4ということで50ベクレルを超えていませんので、東京都が実施するゲルマニウムによる再検査は実施していません。原子力安全技術センターから報告をいただいております、その報告の中で(4)「セシウム134、セシウム137のアクティビティは高めの数値を示しているが、いずれも上記の自然界にも存在する放射線との誤判

定が原因であることを突き止め、再検査によって不検出を確認している」ということで、翌日、報告が届いています。これについては、保護者や学校に通知を出します。

○榎本委員長 この件については以上でとどめます。そのほかには何かありますか。

○東総務課長 事務局で用意したものは以上です。

○榎本委員長 私から、先週行われた研究協議会あるいは地域発表会についての感想を申し上げます。中央中学校の発表は、私がこの間見せてもらってきた中で最も良いと言えるほどの結構な出来栄でした。東京都から担当課長、統括指導主事あるいは指導主事がお見えでしたが、この方々の評価も文句ないとの評価でした。これは大変結構なことだったと思います。私も今申し上げたような感想を述べ、「東京都の担当の方からそういう評価をいただけたことは、この間のご指導へのお礼を含めて大変ありがたいことである」とお伝えしました。加えて余計なことを言っておきました。「私はこれまで、『東京都の行っていることが本当に良いのかどうか吟味しよう』という姿勢で私どもにかかわる問題を考えてきましたが、だめなものはだめだとは何度も言ってきました。しかし、今回の評価の内容は的確であり、改めて東京都教育委員会を見直す」ということまで申し上げて、ついでには、今後ともよろしくご指導のほどをということ添えさせていただきます。

翌日の第七小学校の発表も、全体としては好ましい形ででき上がっていたと思います。両日に行われた小・中学校とも、このレベルで東久留米市の教育が形を整えていければ、大変喜ばしいことだと思いました。

◎閉会の宣告

○榎本委員長 以上で平成24年第13回教育委員会臨時会を終了します。

(午前9時59分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年11月16日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)